

「秋のレビュー」のとりまとめ一覧

テーマ・事業名	とりまとめ
地方の創生・活性化に関連する事業	・今般のレビューにおいては、バラマキ型の投資や縦割り・重複を排除する等の観点からいくつかの事業を抽出して点検したところであり、その改善点等は以下のとおりであるが、その他の事業についても、的確な成果目標の設定や成果実績の厳格な検証を行うとともに、同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施するなど、各省の縦割りを排除し、ワンストップ型の政策を展開すべきではないか。
地域再生の推進のための施設整備に必要な経費、総合特区の推進調整に必要な経費（内閣府）	（計画に基づく交付金等） ・地域再生基盤強化交付金については、縦割りを排除し、省庁の所管を超える一体的な整備を支援できる枠組みとなっている点において評価し得る。しかしながら、その前提となる「地域再生計画」については、計画の最終年度まで中間目標が置かれず検証されない計画が多数あることから、中間目標を置いて、進捗状況を検証できる仕組みとするとともに、無駄な事業が盛り込まれていないか検証すべきではないか。 ・総合特区推進調整費の前提となる総合特別区域計画については、計画開始1年後に中間目標を設定する仕組みとなっているが、計画策定段階から中間目標を設定することが、より合理的ではないか。 ・総合特区推進調整費は、本来、各省の予算制度を活用した上で不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、補完的に措置される調整費である。しかしながら、現状では、事業開始後2～3年が経過しても、全額又は大部分が調整費で執行されている事業が多数あるなど、本来の補完的な役割を逸脱した使われ方となっている。このため、調整費の執行を初年度に限る等、より明確、具体的な制限を加え、運用改善を図るべきではないか。
過疎地域振興対策等に要する経費（総務省）、都市農村共生・対流総合対策交付金、山村振興交付金（農林水産省）、集落活性化推進経費（集落活性化推進事業費補助金）（国土交通省）	（地域の活性化のための補助金等） ・「過疎地域等自立活性化推進交付金」「都市農村共生・対流総合対策交付金」「山村振興交付金」「集落活性化推進事業費補助金」の4つの補助金等については、複数ある事業メニューの一部にしか対応しない成果目標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標の設定が適切でないと認められる。事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証すべきではないか。 ・これらの補助金等の間には、同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべきではないか。また、将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか。

テーマ・事業名	とりまとめ
女性活躍・子育て支援に関連する事業 保育緊急確保事業費補助金に必要な経費（内閣府）、子育て支援対策臨時特例交付金、保育所運営費、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（厚生労働省）	（待機児童解消加速化プラン） ・保育所のハード整備は重要であり、地域のニーズや実情を踏まえつつ推進すべきではないか。優良事例などの積極的な情報発信により、「保育コンシェルジュ」と同様の取組を他の地域に普及させることを通じ、利用者のニーズに沿った保育サービスの提供につなげるべきではないか。 ・評価の適正化の状況など地方の実情も踏まえつつ、地方公共団体レベルで認可保育所の運営などに関する外部評価の実施状況の公表を推進し、評価の普及・促進を図り、保育の質の向上につなげていくべきではないか。研修等を通じた評価機関の質の向上も重要であり、取組を進めるべきではないか。 ・保育施設・保育サービス等の充実により、女性の就業継続、新たな労働力の確保、消費者の確保等を通じて企業が裨益することに着目し、新たな企業負担の在り方について検討し、これにより更に待機児童対策を含めた子育て支援を推進すべきではないか。その際、企業の裨益について相関を示していくことも重要ではないか。
学校・家庭・地域の連携協力推進事業、地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業、学校を核とした地域力強化プラン（文部科学省） 放課後児童クラブ整備費、放課後児童健全育成事業費等、放課後子ども環境整備等事業費（厚生労働省）	（放課後子ども総合プラン） ・教育部局と社会福祉部局との連携が未だ不十分であるほか、両者の責任関係が不明確であり、利用者の立場に立ったサービスの提供がなされているとは言い難い。例えば、事業主体・手法の一本化も含め、両者の融合を更に推進すべきではないか。 ・地方公共団体レベルでの成果の検証の枠組みが明らかではなく、地方公共団体レベルにおける事業計画と実施状況、その成果としての待機児童の数等を公表し、PDCA サイクルを確立すべきではないか。 ・また、現場レベルで教育部局と社会福祉部局の連携を強化するための協議会の設置を推進すべきであり、例えば、協議会の設置を補助の条件とするなどのインセンティブ付与などを検討すべきではないか。
舞台芸術創造力向上・発信プラン（文部科学省）、輝く女性農業経営者育成事業（農林水産省）	（女性活躍・子育て支援に関連する個別事業） ・「輝く女性農業経営者育成事業」の「次世代リーダー育成塾」については、女性は6次産業の担い手として期待されるなど現状その意義は認められるものの、民間や地方における同様の取組、同業者や他の業種との公平性を踏まえれば、受講者にも適切な自己負担を求めるとともに、時限的な取組とすべきではないか。 ・ミッションを含め「次世代リーダー」の定義を明確にすべきではないか。 ・研修の手法として、e-learning 等を通じ多数が参加できる基礎的な研修と参加者をリーダー等に限定する研修に分けて実施することも検討すべきではないか。成果の横展開を図ることも重要ではないか。 ・「舞台芸術創造力向上・発信プラン」における子育て支援については、舞台芸術関係者だけに保育費用を支援することは適切ではなく、やめるべきではないか。

テーマ・事業名	とりまとめ
時代に即した国勢調査の実施手法の在り方 統計調査の実施等事業（周期調査） （総務省）	・オンライン回答の導入は重要であるが、現在計画中の方法は、調査員の業務負担軽減、行政コスト効率化やオンライン回答率の向上などの面で取組が不十分であり、導入効果を最大化できるものとは言えない。このため、ＩＤ配布時に世帯から要望があった場合には紙の調査票を配布する、ＩＤや紙の調査票の配布方法について全国一律の方法ではなく地域の実情を勘案して選択できるようにするなどの見直しを行うべきではないか。また、オンライン回答率を上げるためのインセンティブ付与の導入について検討すべきではないか。 ・世帯への調査票の配布については、調査員による手渡しを単に継続するのではなく、次回の制度設計に向けて、費用対効果を見極めながら、マイナンバーの利用範囲の拡大状況も踏まえつつ、ＩＤや調査票の配布の原則郵送化を進めるなど、時代の要請に即した手法を検討すべきではないか。 ・国勢調査の広報については、費用対効果が検証できる形となっていると言い難い。このため、費用対効果の検証のための計画をあらかじめ公表した上で、オンライン回答率の向上への寄与度を指標として設定し、アンケート調査等により検証すべきではないか。また、今後の広報内容の重点化に資するよう、広報の狙いを明確にして、類型・媒体や対象ごとに、目的に応じて費用対効果を検証できるようにすべきではないか。
国際機関への拠出金等に関するＰＤＣＡサイクルの在り方 国際連合開発計画（UNDP）拠出金（パートナーシップ基金）、国際連合工業開発機関（UNIDO）分担金、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金（任意拠出金）、人間の安全保障基金拠出金（任意拠出金）（外務省）	・我が国の国際協力の基本的な戦略・重点分野を踏まえ、評価の基準・指標を明らかにした上で、拠出を行っている国際機関全般に対して、多面的・定量的な評価を行うとともに、その評価結果を活用し、行政事業レビュー等を通じ拠出の妥当性を論理的に説明すべきではないか。また、上記の評価の基準・指標は、二国間協力、多国間協力、国際機関経由の無償資金協力による事業に対して横串を通す形で適用することで、重複の排除等にも活用すべきではないか。 ・特に、我が国が個別のプロジェクトにイヤマークした任意拠出金については、国際機関に対する評価に加え、プロジェクトごとの成果及びこれに対する評価の公表を通じＰＤＣＡサイクルを強化すべきではないか。 ・国際機関のプロジェクトに対する評価に当たり、少なくともイヤマークされたプロジェクトについては、国際機関自身による評価も活用しつつ、我が国としての独自の評価を行うべきではないか。 ・国際機関や事業の評価に必要な情報を国際機関に求め、評価の結果や評価の根拠となる国際機関からの報告・情報については、公開を原則として、積極的な開示を進めるべきではないか。また、行政事業レビューシートやホームページにおいて、他国の拠出状況や国際機関の活動状況、イヤマークされたプロジェクトの具体的な実施内容等について、積極的に公開すべきではないか。

テーマ・事業名	とりまとめ
東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化に関する事業の在り方 独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費、ナショナルトレーニングセンターの拡充整備（文部科学省）	（競技力向上事業について） ・東京オリンピック・パラリンピックにおけるメダル獲得数という目標だけでは事業効果を適時に検証できないと考えられることから、例えば、オリンピック以外の国内外の大会の成果など、年度ごとの目標を設定し、定期的に効果を検証すべきではないか。また、メダル獲得数と合わせて、各種目の競技人口のすそ野の広がり等も定量的に測定し、検証すべきではないか。 ・各競技団体への補助については、一律全額補助とするのではなく、各競技団体の財政事情を考慮した補助とすべきではないか。その際、競技団体ごとに必要とされる強化費用の内訳を精査したうえで補助の金額を決めるべきではないか。また、補助の配分に当たっては、各競技団体におけるコンプライアンス遵守態勢を考慮することにより、コンプライアンス遵守のインセンティブを高める工夫が必要ではないか。 （ナショナルトレーニングセンターの拡充整備） ・ナショナルトレーニングセンターの拡充整備の必要性や、その場合に必要な機能・規模を検討するに当たっては、地方の施設も含めた、既存の施設の有効活用の可能性、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける有用性、2020年以降の利用見込みなどを考慮すべきではないか。
大学における理工系人材育成の在り方 理工系プロフェッショナル教育推進事業（文部科学省）	・産業界のニーズの把握が十分でないほか、各大学の学部・大学院のカリキュラムがどの程度産業界のニーズに合っているのか、これらのカリキュラムのどのような点が問題となり得るのかなど、従来の理工系大学教育の問題点の検証が十分に行われているとは認められず、より精緻な分析、検証を行うべきではないか。 ・理工系大学教育のシステム改革を達成するためには、本事業により実務家教員に職業教育プログラムを構築させるだけでは不十分と思われ、その他のいくつかの対策が必要と考えられることから、50大学で本事業を一斉に実施する前に、まずは、各大学・大学院が研究と教育のバランスをどのように考えているのかを含め、基礎的な調査を実施すべきではないか。その際、調査のために大学にプロジェクトを行わせるとしても、ごく少数の大学に絞って実施すべきではないか。

テーマ・事業名	とりまとめ
介護報酬改定における介護職員の処遇改善と社会福祉法人の在り方 介護給付費負担金、介護給付費財政調整交付金、介護納付金負担金等(厚生労働省)	・介護職員の確保については、賃金による処遇改善のみならず、人材のすそ野の拡大や多様な人材の参入促進、入職した者の定着促進、意欲や能力に応じたキャリアパスの整備、専門性の明確化による質の向上など、各般の施策を総合的に講じる必要がある。しかしながら、レビューシートにおいてこうした諸施策に関するビジョンが明らかにされているとは言い難く、今後増大が見込まれる介護職員の確保に向け、明確かつ具体的なビジョンを定めるとともに、各般の施策の目標、その達成状況やそれを踏まえた改善策等をレビューシート等において明らかにすべきではないか。また、離職の防止を図るため、その原因等につき、調査分析を更に進め、所要の対策を講じるべきではないか。 ・介護報酬改定に当たっては、提供するサービス毎の収支差率の状況を踏まえ、介護事業者の収支が適正化するよう介護報酬全体を引き下げるとともに、介護職員の処遇改善が適切に図られるよう措置すべきではないか。 ・社会福祉法人は特別な地位を保障されており、業務制約等につき民間事業者と同列に論ずることは不適當ではないか。社会貢献活動は公費支出の本来目的とはいえず、社会福祉法人制度の見直しに当たっては、公費等を原資とした事業から生じた内部留保については、国庫に返納する、公費等を充てて現に実施している事業にのみ充当する、あるいは介護職員の処遇改善に充当することとすべきではないか。
医薬品に係る国民負担の軽減 医療保険給付費国庫負担金等、薬価基準改正経費、保護費負担金（厚生労働省）	・現在の「ロードマップ」における後発医薬品シェアの目標を早急かつ大胆に引き上げるべきではないか。 ・後発医薬品の利用促進を図るためのインセンティブとして、例えば後期高齢者医療支援金の加算・減算制度の基準に後発医薬品の使用割合も用いるなど、保険者単位での後発医薬品の使用割合に応じた公費支援の仕組みを導入すべきではないか。 ・差額通知制度の促進を徹底し、国民の間に後発医薬品の使用が原則との意識を醸成すべきではないか。 ・生活保護受給者への医療扶助に当たっては、後発医薬品の使用を原則とし、先発医薬品を使用する場合には後発医薬品との差額を自己負担とすることを検討するとともに、自衛官、国家公務員共済、地方公務員共済、矯正施設、留置施設に関しては、後発医薬品の使用率の把握・公表及び使用の徹底に早急に取り組むべきではないか。更に、より根本的な対応としては、後発医薬品と先発医薬品との差額を自己負担とするなど保険者制度、組織、主体の如何に関わらず、後発医薬品の使用の原則化を検討すべきではないか。

テーマ・事業名	とりまとめ
水産業・漁村の多面的機能発揮のために国が果たすべき役割 水産多面的機能発揮対策（農林水産省）	・「水産業・漁村の持つ多面的な機能の発揮」という目的の下、一つのレビューシートに性格が異なるメニューが混在しているため、適切でない成果指標が設定され、また、執行状況が明らかでなく、事業内容の把握や成果の検証もできない状況となっており、事業全体を一度ゼロベースで見直すべきではないか。 ・仮に事業を存続させる場合には、メニューごとに成果目標を設定した上で、メニューごとに事業を分割する、メニューごとにレビューシート上で執行状況の公表や成果の検証を行うこと等により、全てのメニュー・活動について見直し・改善を行うようにすべきではないか。 ・目標に対し有効とは言い難いメニュー・活動については、廃止を含め、国の支援のあり方を見直すべきではないか。特に、漁村文化の承継として実施されている諸活動については、有効性が認められず、廃止を検討すべきではないか。また、藻場、干潟の保全については、具体的な成果目標を改めて設定し、その成果を今まで以上に定量的に示すべきではないか。 ・また、当初想定していた関係者の費用負担と実態がかい離しており、地方公共団体に更なる負担を求めることを含め、国、地方公共団体等の費用負担のあり方を見直すべきではないか。 ・活動内容について国が評価する仕組みを検討し、活動に関する具体的な情報やその成果・評価をホームページにおいて公表するとともに、横展開できているかを把握・評価する仕組みを導入すべきではないか。
石油製品の品質を確保するための手法の在り方 石油製品品質確保事業（経済産業省）	・品質不適合事案の実態に鑑みれば、すべてのSSを対象に一律の頻度で試買を行うのは不適切であり、費用対効果を考慮して、安全性の配慮のための技術的な措置を講じているSSについては試買の頻度を下げるなど、実態に応じて、適切な試買の頻度やタイミングを見極めるべきではないか。 ・油種についても、揮発油、軽油及び灯油とではリスクが異なり、不適合事案の発生割合も異なることから、試買の頻度にメリハリを付けるべきではないか。 ・事業者が費用を負担する品質分析の対象への軽油及び灯油の追加、不正事案に対するサンクションの強化など規制の強化と試買事業の縮小を同時に進めることなどを検討するとともに、SS以外の石油製品販売業者を含め事業者や事業者団体に対して品質確保のための自主的な取組を促すべきではないか。

テーマ・事業名	とりまとめ
商店街活性化施策の在り方 地域中小商業支援事業、商店街まちづくり事業、地域商店街活性化事業、地域商業自立促進事業（経済産業省）	・ 地域商業自立促進事業（現行事業）は、補助対象の商店街における歩行者通行量や売上高に関する成果目標を設定しているが、事業本来の目的である「全国への波及」を検証できる定量的な指標についても設けるべきではないか。その検証を行うためにも、補助対象となった商店街の効果検証が客観的なものである必要があることから、歩行者通行量や売上げ等の指標の計測条件を徹底するとともに、売上げや利益に関する情報等評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とすることを検討すべきではないか。また、事業終了後の効果検証を継続的に実施すべきではないか。 ・ 補助事業を採択するに当たっては、「効果の継続性」についての評点を高めること等により効果の継続性を十分に見極めるとともに、事業終了後の補助対象の商店街の自立促進を促すべきではないか。 ・ 地方自治体との役割分担については、自治体から財政支出があるなど、事業への地方自治体による強力な関与がある案件、とりわけ、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組む地方自治体の関与がある案件を優先的に採択すべきではないか。
住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国土交通省）	・ 新規要求事業である「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」については、今年の公開プロセスにおいて廃止判定を受けた先行事業が抱えていた問題点が依然、解消されず、抜本的な見直しが必要ではないか。 ・ 住宅確保要配慮者の入居ニーズについて、依然として把握できているとは言い難く、対象とする公営住宅落選者の実態や、居住地域による偏在も含め、具体的にどのようなニーズがあるのか明確に把握する必要がある。入居対象者の範囲の設定についても、対象者の実態分析や地域事情等を踏まえ、さらに検討する必要がある。こうした点のほか、そもそも、具体的な入居ニーズがある場合に改修を行うスキームではないことから、入居を望む住宅確保要配慮者のニーズに応じた改修が担保されるとは言い難いほか、オーナー側が同事業に応じるインセンティブも確保できているとは言い難い。 ・ 先行事業のこれまでの執行実態によれば、制度が想定した要配慮者の入居率は低く、さらに、見直し案において入居対象者の限定等補助要件を厳しくしたことにより、住宅オーナー側の意欲の減退が見込まれることから、前年と同様の予算要求額は、明らかに過大である。 ・ 以上より、まずは、入居対象となる住宅確保要配慮者の入居ニーズや住宅オーナーの意向調査から行うべきではないか。その上で、事業を行うとした場合にも、具体的な入居ニーズがある場合にニーズに応じた改修の費用を補助するというオンデマンド型の事業に転換する等住宅確保要配慮者の個々のニーズにより的確に対応する仕組みや居住支援協議会が設立される単位である地方公共団体に委ねることを検討すべきではないか。

テーマ・事業名	とりまとめ
地球温暖化対策に関するP D C Aサイクルの在り方 温暖化防止国民運動事業、低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金、二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業、“一足飛び”型発展の実現に向けた資金支援基金／ADB拠出金（環境省）	・「温暖化防止国民運動事業」、「低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金」、「二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業」、「一足飛び」型発展の実現に向けた資金支援基金／ADB拠出金」について、地球温暖化対策全体の中での事業の位置づけの明確化等を図りながら、各事業が達成すべき定量的なCO₂削減目標等を設定すべきではないか。仮に、個別単位で目標を設定することが困難な事業であるとしても、分野別に複数の事業を大括り化し、分野ごとの目標を設定すべきではないか。 ・また、CO₂を1トン削減するため、これまでに実施した対策のコスト分析を進めること等により、いくらまでの費用を許容するのかの基準を可能な限り定め、費用対効果の意識をもって、それぞれの事業を進めるべきではないか。限られた予算を効果的に活用するには、1円当たりのCO₂削減量が一番大きい事業から実施していくことを基本とすることが最も適切であり、どの事業がCO₂削減に最も効果的なのかを正確に把握することが必要ではないか。

テーマ・事業名	とりまとめ
基金に関する事業 造船業等復興支援基金（復興庁）、まち再生基金（まち再生出資事業）（国土交通省）、民間再開発促進基金（国土交通省）	「造船業等復興支援基金(造船業等復興支援事業）（復興庁所管事業）」 ・本年9月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではないかな。 ・また、今般提示された見直しについては、個別の事業の規模・積算や資機材費の増分の見込み、申請予定の企業の見込みが過大となっていないかなど更に精査を行い、余剰資金があれば、国庫返納を行うべきではないかな。 「まち再生基金(まち再生出資事業）（国土交通省所管事業）」 ・本年9月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではないかな。 ・また、今般提示された見直し案については、足元の状況に照らし今後の事業見込みが過大となっていないかな、回収予定額が見込めないかな等について更に精査を行い、余剰資金があれば、国庫返納を行うべきではないかな。 (注)国土交通省は、「秋のレビュー」直前に、約 136 億円を国庫返納するとの見直し案を提示。 「民間再開発促進基金（国土交通省所管事業）」 ・本年9月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではないかな。 ・また、今般提示された見直し案については、26 年度の事業見込みが過大となっていないかなについて更に精査を行い、余剰資金があれば、国庫返納を行うべきではないかな。 ・この基金事業の必要性を明らかにするため、当該基金事業に対するニーズをより具体的に明らかにするべきではないかな。 (注)国土交通省は、「秋のレビュー」直前に、約 28 億円を国庫返納するとの見直し案を提示。

ヒアリング結果を踏まえた基金の点検に関する提言

基金については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、「基金シート」を活用して、各府省自らが、執行状況を継続的に把握し、使用見込みの低い資金の返納を促すというPDCAサイクルを確立していくことが極めて重要である。

こうした考え方の下、我々外部有識者は「秋のレビュー」に先立ち、重点点検対象として各府省から直接ヒアリングを実施した27基金を含め、各府省が所管する基金について、各府省の自己点検が十分なものとなっているか、チェックを行った。その過程で明らかになった課題や問題点を踏まえ、「基金シート」の記載事項や各府省による基金の自己点検の改善の方策などについて、以下の通り提言したい。

1. 各府省における自己点検には、以下のような課題や問題点が見受けられたことから、各府省においては、以下の観点から早急に再点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うべきではないか。
 - ① 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠く事例が見受けられたことから、過去の執行実績や具体的な需要等を基に、より精度の高い事業見込みを算定し、これに基づき「保有割合」の再計算を行うべきである。
 - ② 執行促進を目的として、事業執行期間中に条件緩和や制度拡充を行うことがあるが、このような状況は、基金創設時の当初の目的が達成されたと考えるべきであり、原則として国庫返納すべきである。また、終了期限の延長についても、同様に厳格な対応を取るべきである。
 - ③ 現状において、年度毎に事業の見込み、執行や資金の国庫返納を適切に管理可能な基金事業は基金方式によって事業を実施する必要性は乏しく、特に下記以外の事業については基金方式によらない方法が可能か厳格に検討すべきである。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの

④ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられ、廃止を含め基金事業の在り方について検討すべきである。

2. また、昨年の「秋のレビュー」の指摘を受け、基金シートの記載内容の充実に向けた取組が進められているが、各府省における対応は十分とはいえない。各府省は、「保有割合」の積算方法・根拠を具体的かつ詳細に記載することや、「点検・検査等の実施状況」の欄において、基金や基金設置法人に対する指導・監督の状況を具体的に記載することなどを徹底すべきではないか。

3. また行政改革推進会議及び同事務局においては、基金に関する点検の実効性を向上させるため、以下の取組を行うべきではないか。

- ① 現在の基金シートの様式では、「保有割合」の算出において重要な役割を果たす過年度の交付決定と各年度の執行額との関係が不明であることから、次年度に向けて基金シートの様式を修正すべきである。
- ② 基金シートの記載内容の充実を図る観点から、各府省は徹底した自己点検を行った上で中間公表を7月末に行い、行政改革推進本部事務局による点検を経た上で、最終公表を行うべきである。
- ③ 官民ファンド等、出資の状況につき、基金シートの様式を用いて公表を行っているが、「支出」等の概念になじまず、基金基準に基づき点検を行うのが困難であることから、別途の様式により情報公開を進めていくべきである。

4. 地方公共団体に造成された基金については、本年からその概況が公表されることとなった。透明性向上に向けた取組の第一歩として、こ

の取組は評価したいが、外部の視点から余剰資金の有無を点検するには情報が不十分であることから、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、情報公開に向けた取組を更に強化していくべきではないか。

また、各府省においては、今般公表された概況を基に地方公共団体の基金の余剰資金の有無につき更なる精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に対し、国庫納付を促すべきではないか。